

共同仲介規程

(目的)

第1条 この規程は、取引参加者規程第47条の規定に基づき、本取引所、提携海外取引所及び提携海外清算機関が行う共同仲介に関し必要な事項を定める。

(平成16年4月1日 変更)

(共同仲介の取極め)

第2条 共同仲介については、平成8年5月23日付で本取引所、提携海外取引所及び提携海外清算機関が締結した共同仲介手続に関する取極めに添付の共同仲介規程の定めるところによるものとする。

(共同仲介手続の細則)

第3条 取引参加者規程第44条第1項により本取引所の取引参加者が本取引所に共同仲介の申出を行おうとするときは、共同仲介申出書に記名押印をしなければならない。

2 本取引所の取引参加者は、共同仲介契約に基づき本取引所に答弁書を提出するとき、当該答弁書に記名押印をしなければならない。

(平成16年4月1日 変更)

附則

この規則は、平成8年6月10日から施行する。

附則

この変更規定は、平成16年4月1日から施行する。